証券コード 7347 2024年3月4日 (電子提供措置の開始日2024年2月29日)

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号 株式会社マーキュリアホールディングス 代表取締役 豊 島 俊

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアク セスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.mercuria.jp/ir/stock/meeting.html



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載してお りますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスし、「銘柄名(会社名)」に「マーキュリアホールディング ス」又は「コード」に当社証券コード「7347」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択 のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.ipx.co.ip/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日の出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考 書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただ き、2024年3月22日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげま す。

敬具

- 1. 日 時 2024年3月25日(月曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズ」 (末尾の「株主総会会場ご案内図 | をご参照のうえ、お間違えないようにご注意くださ (10)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第3期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会 計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第3期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に対する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

事 業 報 告

(2023年1月1日から) (2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行し、行動制限の緩和やインバウンド需要の回復などにより、経済活動及び社会活動の正常化が進み、国内経済は回復基調にあります。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化による資源価格の高騰や円安進行、これらを背景とした物価の上昇、さらにはインフレリスクに対応した欧米諸国での政策金利の引き上げといった世界的な金融引き締めが続くなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループでは中長期的な成長を目指し、既存ファンドにおいて、子会社である株式会社マーキュリアインベストメントが管理運営を行う「あすかDBJ投資事業有限責任組合」にて保有株式の売却により投資回収を行うことにより、成功報酬を計上しました。また同じく管理運営を行い、昨年組成いたしました本邦中堅企業等の事業承継をテーマとした「マーキュリア日本産業成長支援2号投資事業有限責任組合(バイアウト2号ファンド)」については、生命保険会社や損害保険会社、年金基金、都市銀行、地方銀行、海外投資家など、様々な投資家層から新たに出資を受け、当初目標を上回る募集金額にて最終クローズを迎え、小型機を主な投資対象とする航空機ファンドの2号ファンドについては、クローズを迎え、3機の航空機の買い付けを行いました。

新規ファンドにおいては、日本経済の持続的成長に不可欠なインフラ領域における投資戦略の一環として、三井住友信託銀行が組成したジャパン・インフラストラクチャー第一号投資事業有限責任組合につき、その投資助言を行うジャパン・エクステンシブ・インフラストラクチャー株式会社へ出資参加し、事業参画いたしました。

一方で、自己投資事業において、リファイナンスに伴うリストラクチャリングの過程で、 Spring REIT ユニットの譲渡取引を行ったことにより、当社グループが保有する営業投資有価 証券に係る損失を計上することとなりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、営業収益5,842,006千円(前期比27.0%増)、経常利益1,520,356千円(前期比31.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1,055,031千円(前期比32.5%減)となりました。対前期比では、営業収益については増加しておりますが、これは主に上述した自己投資事業におけるリストラクチャリングの過程で、Spring REIT ユニットの譲渡取引を行った結果、多額の営業収益を計上したことによるもので

あります。また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の減少については、上述した Spring REIT ユニットの譲渡取引により生じた損失に加え、前連結会計年度において発生した 「マーキュリア日本産業成長支援投資事業有限責任組合(バイアウト1号ファンド)」が保有 する株式の売却取引に伴うファンド投資持分利益の計上及びSpring REITにおける、物件の取得完了にかかる成功報酬の計上が当連結会計年度になかったことによるものであります。

② 設備投資の状況 重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金調達は行っておりません。なお当社グループは、当連結会計年度において、金融機関に対して短期借入金100,000千円及び長期借入金743,500千円の返済を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	区		分	(2020年12月期)	第 1 期 (2021年12月期)	第 2 期 (2022年12月期)	第 3 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
営	業	収	益(千円)	_	4,169,925	4,598,442	5,842,006
経	常	利	益(千円)	_	1,816,815	2,207,508	1,520,356
親分すり	会社株る 当身	主に;期純和	帰属(千円)益(千円)	_	1,304,427	1,562,581	1,055,031
1 株	当たり	当期純	利益 (円)	_	77.12	76.48	53.99
総	Ĭ	資	産(千円)	_	18,010,126	19,983,067	19,655,351
純	Ĭ	資	産(千円)	_	15,821,445	17,542,086	18,240,829
1 杉	株当 た	り純	資産 (円)	_	733.92	829.16	883.56

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり 当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の算定に用い られた期末発行済株式総数から控除しております。
 - 3. 当社は、2021年7月1日設立のため、2020年12月期の状況については記載しておりません。
 - 4. 第2期の期首から収益認識に関する会計基準等を適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	X			分	(2020年12月期)	第 1 期 (2021年12月期)	第 2 期 (2022年12月期)	第 3 期 (当事業年度) (2023年12月期)
営	業	J	収	益(千円)	_	833,904	1,506,533	2,961,859
経	常	Ī	利	益(千円)	_	484,868	1,014,618	778,682
当	期	純	利	益(千円)	_	654,548	718,836	634,443
1 杉	*当た	り当	期純	利益 (円)	_	38.44	35.18	32.47
総		資		産(千円)	_	16,013,754	16,615,204	15,658,074
純		資		産(千円)	_	14,832,088	15,013,506	15,162,456
1 1	株当	たり	純貨	資産 (円)	_	709.27	748.67	783.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり 純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 第2期より株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、 1株当たり当期純利益の算定に用いられた期中平均発行済株式総数及び1株当たり純資産の 算定に用いられた期末発行済株式総数から控除しております。
 - 3. 当社は、2021年7月1日設立のため、2020年12月期の状況については記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容			
	社マーキ、 ベストメ			100,000千円]	100.0%	投資運用事業			
	ng As gement Li			HK\$ 9,0007	_	80.4%	投資運用事業			
	Consuing) Co.		RMB 828千			100.0%	投資運用事業			
1	r c u i land) Co.		THB 10,000千			99.9%	投資運用事業			
ADC I	nternation	al Ltd.		51,537千円	7	*100.0%	投資運用事業			

- (注) 1. ※印の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。
 - 2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特:	定完	全	子矣	> 社	の	名	称	株式会社マーキュリアインベストメント
特:	定 完	全	子会	会 社	の	住	所	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
当社株	±にお 式	けるの	特定 帳	完全 簿	子 ź 征	_, ,	: の 額	3,469,366千円
当	社	の	総	資	產	1	額	15,658,074千円

(4) 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社グループは、「世界に冠たる投資グループへ」をビジョンに、「ファンドの力で、日本の今を変える」をミッションに掲げ、4つの経営理念「幸せの総量を最大化する」、「クロスボーダー(国の壁、心の壁、世代の壁を超えて)」、「全ては事業のために」、「5年後の常識」の下、経営に取り組んでおります。

「世界に冠たる投資グループへ」では、オルタナティブ (代替) 投資でのアルファ (超過利得) の獲得を追求し、投資資金が有効に使われて循環することで、ファンドの投資家のみならず、投資先並びに当社グループの株主をはじめ様々なステークホルダーの皆様にリターンを分配する、世界に冠たる投資グループを目指します。

「ファンドの力で、日本の今を変える」では、日本に「今」存在する事業には大きな潜在価値があります。それを引き出し、日本を活気溢れる国にすることが私たちのミッションです。 グローバリゼーションに伴って世界がつながるからこそ、日本の持つユニークな良さが注目されて高く評価されています。

一方で、伝統的な企業経営の在り方にも変革が求められています。わが国経済が国境や世代を超えて発展するためには、長期資本の力が不可欠です。当社グループでは、日本の上場企業として傘下にオルタナティブファンドマネージャーを擁し、流動性の低い国内事業や資産に長期の投資資金を呼び込み、その変革を促進することで、日本が持つ潜在的な価値を引き出し、日本を活気溢れる国にすることをミッションとしています。

(2) 中長期的な経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、東京証券取引所への上場時及び市場区分変更時の新株発行により調達した 自己投資資金を活用し、新たにバイアウト投資戦略及びキャッシュ・フロー投資戦略を策定す るとともに、当該投資戦略に基づく新規ファンドを組成することで、マルチストラテジーのファンド運用会社の基盤を確立してまいりました。

当該実績を踏まえ、2021年12月期から2025年12月期までの5年間は、①上場前後に組成した基幹ファンドからの成功報酬の最大化を図るとともに、②新ファンド組成による管理報酬の底上げを図り、③運営ファンドへの自己投資(セイムボート投資)に係る収益の更なる拡大を図る期間と位置付け、5年後の最終連結会計年度において、成長性の観点から5年平均当期純利益を、安定性の観点から自己資本をそれぞれ目標経営指標と掲げております。

(3) 対処すべき課題

①運用管理資産の増加と運用パフォーマンスの向上

当社グループは2016年の東京証券取引所への上場以降は、上場時及び一部指定時の公募増資により調達した約48億円の資金を用いて、バイアウトファンド、航空機ファンド、エネクス・インフラ投資法人等の新ファンドを順調に組成してきた他、上場前に組成したグロースファンドや金融危機時に組成したバリュー投資ファンドからの約65億円の成功報酬を実現することで安定した業績を展開してきました。

2021年には持株体制へ移行するとともに、公募増資を行うことで更なる成長へ向けた体制整備及び資金調達を行い、2022年には公募増資により調達した約20億円の資金を用いて、バイアウトファンド、航空機ファンドの後継ファンドの組成を開始しました。

今後においては、2022年に組成したバイアウトファンド及び航空機ファンド等に加えて、マクロ環境を捉えた新ファンドを企画、組成することにより、運用管理資産を増加させること、より多くの成功報酬を実現すべく、上場後に組成したファンドの運用パフォーマンスを高めることが、それぞれ重要な経営課題であると考えております。

これらの課題に対処するためには、運用管理資産の増加については、従前は銀行が中心であったファンド投資家層を、保険会社等の銀行以外の金融機関、年金基金、大学、財団、更には個人まで拡大すべく、営業基盤と顧客管理の強化を、また、運用パフォーマンスの向上については、投資プロフェッショナルが個人ではなく、組織として活躍できる環境を醸成すべく、経営資源の機動的配分とノウハウの共通化を、それぞれ持株会社体制プラットフォームにおいて確立、整備することが必要不可欠であると考えております。

②オルタナティブ投資に対する理解の促進

当社グループはマルチストラテジーのファンド運用会社ですが、ファンドにおける主たる投資対象はプライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産等のオルタナティブ資産になります。オルタナティブ資産は、国内外の株式、債券という伝統的な市場金融商品に対して、長期の投資期間を必要とし、流動性は劣りますが、投資対象を適切に管理することにより高いリターンが見込まれます。

欧米を中心とする海外では、オルタナティブ投資に対する理解が進み、投資家のポートフォリオにおけるオルタナティブ資産の割合が高まっておりますが、日本では海外と比較して、オルタナティブ投資に対する理解が進んでおらず、社会的には、事業承継などのオルタナティブ

投資資金へのニーズが高まっているにも関わらず、機関投資家に対するオルタナティブ投資の 浸透は依然として低い水準にあります。今後の当社グループが事業拡大を図り、投資家層を拡 大する上においては、日本の構造変化に対して当社グループのようなオルタナティブファンド マネージャーが果たしている役割に対する社会や市場からの理解を高めることが重要な経営課 題であると考えております。

これらの課題に対処するために、当社グループはオルタナティブ投資における国内のリーディングカンパニーとして、IR/PR活動において、ニュースリリース、セミナー等を通じてオルタナティブ投資に対する理解を促進するための積極的な情報発信を行うとともに、Spring REITやエネクス・インフラ投資法人に続く投資戦略を投資機会として提供し続けるべく、「ファンドの力で日本の今を変える」という当社グループのミッションの達成のために、社会的認知を促進していくことが必要不可欠と考えております。

③プライム市場の上場維持基準適合へ向けて

当社グループは東京証券取引所の市場再編において、プライム市場を選択しましたが、現在においてはプライム市場の上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充たしていない状況にあります。今後、当社が中長期的な企業価値の向上を図る上においては、その前提として当社がプライム市場の上場維持基準を充足することが重要な経営課題になるものと考えております。

これらの課題に対処するために、プライム市場の上場維持基準の適合に向けた計画書に記載の通り、①成功報酬の最大化、管理報酬の積み上げ、自己投資収益の拡充による中期利益計画の達成、②ビジョン、ミッション及び経営理念を基礎としたIR/PRの充実による市場評価の浸透、③持株会社をプラットフォームとした機動的な資本政策による成長基盤の確立を図ることが必要不可欠であると考えております。

(5) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

当社は持株会社であり、マーキュリアインベストメントグループの各事業を営む会社の経営管理およびそれ に附帯または関連する業務を行っております。また当社グループは、ファンド運用事業、自己投資事業を主な 事業としております。

事業区分別の事業内容は以下のとおりであります。

事 業 区 分	事	業内	容
ファンド運用事業	投資事業組合等のファン 資対象の発掘、投資対象 資対象の売却等による投	への投資実行、投資対象	象のモニタリング、投
自己投資事業	主に当社グループが管理 ております。	運営を行うファンドに対	付して自己投資を行っ

(6) 主要な営業所(2023年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都千代田区

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社マーキュリアインベストメント	東京都千代田区
Spring Asset Management Limited	Hong Kong, China
MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd.	Beijing, China
Mercuria (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
S M T A S S E T MANAGEMENT Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
ADC International Ltd.	Cayman Islands
CF Focus Limited	Cayman Islands
China Fintech L.P.	Cayman Islands
ZKJ Focus Limited	Cayman Islands
互金 (蘇州) 投資管理有限公司	Suzhou, China
マ ー キ ュ リ ア シニアマネジメント投資事業組合	東京都千代田区

(7) 使用人の状況(2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業			<u>ζ</u>	分	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
全	社	(共	通)			115 (0) 名	17名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループ への出向者を含む)であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む)は()内に年間の平均 人員を外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	2	, ,,,,	名	4名増			43	歳					5.1 ^左	Ē

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者(人材会社からの派遣社員を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 平均勤続年数は、子会社からの兼務出向者については、子会社での勤続年数を通算しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況** (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 45,000,000株

② 発行済株式の総数 21,500,100株

③ 株主数 3,920名

④ 大株主

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社日本政策投資	資銀 行		4,20	0,000株			2	1.22%
伊藤忠商事株式	会 社		2,42	6,000株			1	2.26%
GOLDMAN, SACHS& CC). REG		1,71	8,300株				8.68%
G O L D M A N S A I N T E R N A T I O	C H S N A L		1,61	7,300株				8.17%
日本マスタートラスト信託銀行村 信 話 口	朱式会社)		76	6,700株				3.87%
豊 島 俊	弘		62	5,600株				3.16%
株式会社日本カストディ銀行(イ	言託口)		60-	4,956株				3.06%
三井住友信託銀行株式	式 会 社		58.	2,000株				2.94%
NORTHERN TRUST CO. (AV NONTREA	FC) RE T Y		57	6,400株				2.91%
合同会社ユニオン・	ベイ		42	4,000株				2.14%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,706,521株)を控除して計算しております。
 - 2. 発行済株式の総数は、新株予約権の行使により17,400株増加しております。
 - 3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の持株数のうち、447,456株は株式報酬制度の信託財産であり、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 - (a) 当社は、2022年8月10日、会社法第370条に基づく取締役会決議に替わる書面決議により、会社 法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、株主還元の充実及 び資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、2022年8月12日から2023年3月1日までの間、東京証券取引所における市場買付けにより、800,000株の自己株式を526,501千円で取得しました。そのうち当事業年度に取得した自己株式の株式の数、取得価額は349,800株、247,612千円となりました。

(ご参考) 2022年8月10日付取締役会の決議に替わる書面決議の内容

- ・取得し得る株式の総数 800,000株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.8%)
- ・株式の取得価額の総額 640,000,000円を上限とする
- ·取 得 期 間 2022年8月12日~2023年6月30日
- (b) 当社は、2023年5月12日、会社法第370条に基づく取締役会決議に替わる書面決議により、会社 法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、株主還元の充実及 び資本効率の向上を図るとともに、経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、2023年5月 15日から2023年8月10日までの間、東京証券取引所における市場買付けにより、375,000株の自己株 式を279,019千円で取得しました。

(ご参考) 2023年5月12日付取締役会の決議に替わる書面決議の内容

- ・取得し得る株式の総数 375,000株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.9%)
- ・株式の取得価額の総額 300,000,000円を上限とする
- ·取 得 期 間 2023年5月15日~2023年11月30日

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予 約権の状況 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2023年12月31日現在)

会	社におけ	る地位	氏			Ź	担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締 役	典豆	島	俊	弘	代表取締役 株式会社マーキュリアインベストメント 代表取締役 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表 取締役会長 株式会社マーキュリアアドバイザリー 取締役 Mercuria SG Pte.Ltd. Director Mercuria (Thailand) Co., Ltd. Authorized Director
取	締	役	石	野	英	也	取締役 資産投資統括 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役 Spring Asset Management Limited Director MIBJ Consulting(Beijing) Co.,Ltd. Director ADC International Limited Director MIC International Limited Director エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締 役
取	締	役	小	Щ	潔	人	取締役 事業投資統括 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役 株式会社ビジネスマーケット 取締役 CF Focus Limited Director
取	締	役	木	村	元	彦	株式会社日本政策投資銀行企業投資第2部課長
取	締	役	赤	松	和	人	伊藤忠商事株式会社 建設第二部長 株式会社センチュリー21・ジャパン 社外取締役
取	締	役	岡	橋	輝	和	株式会社インフォマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役
取	締	役	佐々	木	敏	夫	
取	締	役	大百		利 佳	子	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社東和銀行 社外取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役 マテリアルグループ株式会社 社外取締役
常	勤監	査 役	石	堂	英	也	株式会社マーキュリアインベストメント 監査役

会社	:における均	也位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
鮨	査	役	増	田	健		アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 パートナー 株式会社ブリヂストン 社外取締役 中外製薬株式会社 社外監査役 あすかコーポレイトアドバイザリー株式会社 社外監査役
監	査	役	藤	村	健	_	三井住友信託銀行株式会社 執行役員情報開発部長

- (注) 1. 取締役 木村元彦氏、赤松和人氏、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 増田健一氏及び藤村健一氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役 石堂英也氏及び監査役 藤村健一氏は、金融機関にて長年の業務経験があり、財務及び 会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役 増田健一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏、大西利佳子氏、石堂英也氏、増田健一氏及び藤村健一氏を東京 証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 6. 2023年3月29日開催の第2回定時株主総会において、新たに大西利佳子氏が社外取締役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額 を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約における被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員、及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担をしております。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用が補償されることとなります。

なお、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為、 法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の免 責事由としており、また、塡補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の 執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

		員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額(千円)				
区	分	(名)	(千円)	基本報酬	業績連動型 現金報酬	株式報酬	役員賞与	
取 締 (うち社外	役 取締役)	6 (3)	72,504 (15,840)	72,504 (15,840)	- (-)	(-)	(-)	
監査(うち社外		2 (2)	12,874 (12,874)	12,874 (12,874)	- (-)	(-)	- (-)	
合 (うち社外	計 役員)	8 (5)	85,377 (28,714)	85,377 (28,714)	- (-)	(-)	(-)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内 (うち、社外取締役分は年額100百万円以内) (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただ

- いております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名(うち、社外取締役4名)であります。
- 3. 監査役の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第1回定時株主総会において、年額30百万円以内と 決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役3 名)であります。
- 4. 取締役の支給人員は無報酬の社外取締役2名を、監査役の支給人員は無報酬の社外監査役1名をそれ ぞれ除いております。
- 5. 取締役(社外取締役を除く。)3名は、上記表中の報酬とは別に、2023年1月1日から2023年12月31日までに、連結子会社からの報酬等82,232千円が支給されております。
- 6. 取締役(社外取締役を除く。) 2名は、上記表中の報酬とは別に、2023年1月1日から2023年12月 31日までに、連結子会社からの使用人給与75,900千円が支給されております。

- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
- ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額 当事業年度である2023年1月1日から2023年12月31日までに、社外役員が当社の子会 社から役員として受けた報酬等の総額は4.382千円であります。

二. 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社では役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬限度額の範囲内において、経営内容、マーケット水準、実績等及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

その決定方法は、取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において取締役会で決定し、必要に応じて取締役会の委任を受け報酬委員会で決定しております。

報酬委員会は、取締役の報酬の決定に関する透明性と客観性を高めるため、社外取締役及び社外有識者が過半を占めており、代表取締役豊島俊弘、社外取締役岡橋輝和、社外取締役大西利佳子及び社外有識者1名の4名により構成され、委員長は代表取締役豊島俊弘が務めております。

報酬委員会における報酬の決定に際しては、社外取締役及び社外有識者を含む委員に加えて、当社の常勤監査役も出席し、審議の透明化を図りつつ、適切な関与・助言を得ることのできる体制としております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬限度額の範囲内において監査役の協議により決定することとしております。

取締役(社外取締役を除く)の役員報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型現金報酬、株式報酬及び役員賞与によって構成されています。

1. 基本報酬

各役員の役職毎の職責の大きさに応じて固定報酬として支給します。

2. 業績連動型現金報酬

取締役の業績連動型の現金報酬は、取締役の報酬と当社の業績との連動性をより明確にし、取締役が業績の向上に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の業績及び各取締役の役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって計算されます。

3. 株式報酬

株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

4. 役員賞与

当社グループが管理運営を行うファンドから成功報酬を受領した際には、成功報酬への貢献度に応じて、各役員に対して相当と判断される水準の役員賞与が支給される場合があります。

なお、社外取締役及び監査役の役員報酬は、職責に鑑み基本報酬のみで構成されています。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役木村元彦氏は、株式会社日本政策投資銀行の企業投資第2部課長であります。同社は当社の発行済株式の21.22%を有する主要株主であります。
 - ・取締役赤松和人氏は、伊藤忠商事株式会社の建設第二部長であります。同社は当社の発行 済株式の12.26%を有する主要株主であります。また、同氏は、株式会社センチュリー 21・ジャパンの社外取締役でありますが、当社との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役岡橋輝和氏は、株式会社インフォマートの社外取締役及び山九株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役大西利佳子氏は、株式会社コトラの代表取締役、株式会社ベルパークの社外取締役、株式会社東和銀行の社外取締役、株式会社キーストーン・パートナーズの社外取締役及びマテリアルグループ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。なお、株式会社コトラと当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントとの間で、コンサルティング業務に関する取引関係がありますが、一

般的な取引条件に基づく取引であり、特別の関係はありません。

- ・監査役増田健一氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業のパートナー、株式会社ブリヂストンの社外取締役、中外製薬株式会社の社外監査役及びあすかコーポレイトアドバイザリー株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤村健一氏は、三井住友信託銀行株式会社の執行役員情報開発部長であります。同社は当社の発行済株式の2.94%を有する株主であります。

口. 当事業年度における主な活動状況

		4 /14 1	7,200		다. (4. (日 원) 1/(시/).
					出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	木	村	元	彦	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関での経験に基づき助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	赤	松	和	人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、商社での経験に基づき助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	岡	橋	輝	和	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員を務めており、報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に際し、適切な役割を果たしております。
取締役	佐	々木	敏	夫	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	大	西;	利 佳	子	2023年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、助言・提言を行うなど、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、任意の報酬委員会の委員を務めており、報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に際し、適切な役割を果たしております。
監査役	石	堂	英	也	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会15回の全てに 出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機 関での経験に基づき主に財務・会計面において質問・発言を行ってお ります。

		出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
監査役 増 田	健一	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会15回の全てに 出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士 としての専門的見地に基づき主に法律面において質問・発言を行って おります。
監査役 藤 村	健一	当事業年度に開催された取締役会15回の全て、監査役会15回の全てに 出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機 関での経験に基づき主に財務・会計において質問・発言を行っており ます。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会 決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報	栅	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				43,550	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額				45,550	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	18,751,265	流 動 負 債 未 払 金	754,680 50,754
現 金 及 び 預 金	3,003,153	未 払 費 用	478,985
営業 未収入金	713,190	未 払 消 費 税 等 未 払 法 人 税 等	61,986 94,352
営業投資有価証券	13,699,185	そ の 他	68,603
営業貸付金	680,134	固 定 負 債	659,841
立 替 金	262,058	役員退職慰労引当金 役員株式報酬引当金	102,000 197,794
その他	393,547	従業員株式報酬引当金	27,500
 固定資産	904,085	退職給付に係る負債 長 期 未 払 金	174,761 70,000
 有形固定資産	189,926	長 期 預 り 金	25,050
		その他	62,735
建物	168,939	負債合計	1,414,522
工具、器具及び備品	20,986	(純 資 産 の 部) 株 主 資 本	16,378,188
無 形 固 定 資 産	1,607	資 本 金	4,066,183
ソフトウエア	1,607	資本剰余金 利益剰余金	4,519,452 9,384,455
投資その他の資産	712,553	自己株式	△1,591,901
投資有価証券	243,084	その他の包括利益累計額	715,247
敷金及び保証金	98,831	その他有価証券評価差額金 為 替 換 算 調 整 勘 定	426,288 288,959
操延税金資産	357,751	新株予約権	72
		非支配株主持分	1,147,322
そ の 他 ※ 立 ム =	12,887	純 資 産 合 計	18,240,829
資 産 合 計	19,655,351	負債・純資産合計	19,655,351

連結損益計算書

(2023年 1月 1日から) (2023年12月31日まで)

	₹	<u></u>				目		金	額
営		;	 業	収	益				5,842,006
営		;	業	原	価				1,808,897
営		業	総	利	益				4,033,109
販	売	費	及び一	般 管	理 費				2,689,279
営		;	業	利	益				1,343,830
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	34,572	
	受		取	配	当		金	26,137	
	為		替		差		益	74,468	
	賃		貸	料	収		入	593	
	持	分	法に	よる	投資	資 利	益	63,057	
	そ			の			他	2,293	201,120
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	6,825	
	融		資	関 道	車	費	用	13,500	
	そ			の			他	4,270	24,594
経			常	利	益				1,520,356
特			別	損	失				
	投	資			券 評		損	19,500	19,500
税	金	等	調整	前当	期系		益		1,500,856
法	人	税				事 業	税	244,493	
法		人	税	等	調	整	額	55,173	299,666
当			朝	純	利		益		1,201,190
非			主に帰		る当期		益		146,159
親	会社	土 株	主に帰	属する	る当期	純利	益		1,055,031

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
		流 動 負 債	118,591
流 動 資 産	11,799,035	未 払 金 未 払 費 用	37,489
		未 払 費 用	75,171
現金及び預金	1,160,724	未 払 消 費 税 等預 り 金	165
	, ,	預り金	2,473
営業投資有価証券	10,310,397	_ そ の 他	3,294
	10,010,071	固定負債	377,027
立 替 金	2,897	長期預り金	377,027
	2,071	負 債 合 計	495,618
前払費用	4,519	(純 資 産 の 部)	
	7,517	株 主 資 本	14,608,317
その他	320,499	資 本 金	4,066,183
	320,499	資_本 剰 余 金	10,954,459
 固定資産	3,859,039	資本準備金	1,816,183
	3,039,039	その他資本剰余金	9,138,276
が必えの他の姿度	3,859,039	利益剰余金	1,179,576
投資その他の資産	3,039,039	その他利益剰余金	1,179,576
机次大压铁	0.250	操越利益剰余金	1,179,576
投資有価証券	9,250	自 己杰 株工 点式	△1,591,901
	0.040.604	評価・換算差額等	554,067
関係会社株式	3,840,684	その他有価証券評価差額金	554,067
		新株予約権	72
繰 延 税 金 資 産	9,105	純 資 産 合 計	15,162,456
資 産 合 計	15,658,074	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,658,074

損益計算書

(2023年1月1日から) 2023年12月31日まで)

	科	B		金	額
営	業収	益			
	関係会社 受取	配当	金	800,000	
	経 営 指	導	料	147,953	
	自 己 投 資 事	業収	益	2,013,906	2,961,859
営	業原	価			1,752,431
営	業総利	益			1,209,428
販	売費及び一般管理	費			427,898
営	業 利	益			781,530
営	業 外 収	益			
	受取	FI]	息	14,521	14,521
営	業 外 費	用			
	為替	差	損	662	
	融資関連	費	用	13,500	
		FI]	息	889	
	そのの		他	2,317	17,369
経	常利	益			778,682
特	別損	失			
	関係会社株式		損	19,500	
	現物配当に伴う	交 換 損	失	184,339	203,839
税		純 利	益		574,844
法	人税、住民税及	び事業	税	△2,484	
法	人 税 等 調		額	△57,116	△59,600
当	期純	利	益		634,443

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社マーキュリアホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎 指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 業 務 執 行 社 員 公認会計士 竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーキュリアホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月13日

株式会社マーキュリアホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩一郎 指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 業 務 執 行 社 員 公認会計士 竹 内 知 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーキュリアホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して、意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等 に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監 査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。 また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月14日

株式会社マーキュリアホールディングス監査役会 常勤監査役(社外監査役) 石 堂 英 也 印 監 査 役(社外監査役) 増 田 健 一 印 監 査 役(社外監査役) 藤 村 健 一 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第3期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は415,665,159円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	とよしまとしひろ 豊 島 俊 弘 (1962年9月20日)	2001年8月 2004年10月 2005年10月 2008年10月 2011年8月 2013年1月 2013年7月 2021年7月 2021年7月 2021年7月 2021年7月 2023年7月	日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行 世界銀行入行 日本政策投資銀行(現株式会社日本政策投資銀行) 入行 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就 任 同社 代表取締役就任(現任) MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就 任 (現任) Spring Asset Management Limited Director就 任 (現任) 合同会社ユニオン・ベイ 代表社員就任(現任) 当社 代表取締役就任(現任) 株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 代表 取締役就任 同社 代表取締役会長就任(現任) 株式会社マーキュリアアドバイザリー 取締役就任 (現任) Mercuria SG Pte. Ltd. Director就任(現任) Mercuria (Thailand) Co, Ltd. Authorized Director就任 (現任)	1,049,600株

候補者番 号	氏	略歴、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
2	い し の ひ で ゃ 石 野 英 也 (1963年9月16日)	2000年4月 2001年4月 2001年4月 2003年6月 2008年6月 2010年3月 2011年8月 2011年9月 2013年4月 2018年1月 2019年3月	ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社(現シティグループ証券株式会社)入社スパイラルスター株式会社入社ハローネットワークアジア株式会社代表取締役副社長就任スターキャピタルパートナーズ株式会社取締役副社長就任株式会社マーキュリアインベストメント入社同社取締役就任(現任)MIBJ Consulting (Beijing) Co., Ltd. Director就任(現任)ADC International Limited Director就任(現任)Spring Asset Management Limited Director就任(現任)エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役(現任)当社 取締役就任(現任)株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締役就任(現任)株式会社マーキュリアエアボーンキャピタル 取締役就任(現任)	363,000株

候補者番 号	だ が 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
3	こ ゃ ま き ょ と 小 山 潔 人 (1966年2月19日)	1990年4月日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行2008年9月株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任(現任)2014年6月株式会社日本政策投資銀行企業投資部部長2016年7月株式会社マーキュリアインベストメント 転籍2016年11月株式会社ビジネスマーケット 取締役就任(現任)2020年7月CF Focus Limited Director就任(現任)2021年7月当社 取締役就任(現任)	130,400株
4	※ しまだたかき 島田昂樹 (1985年9月22日)	2009年4月株式会社日本政策投資銀行入行2022年6月同行企業投資第2部調査役(現任)2023年9月株式会社スタイリングライフ・ホールディングス監査役就任(現任)2023年12月株式会社兼子商店監査役就任(現任)(重要な兼職の状況)株式会社日本政策投資銀行企業投資第2部調査役	-
5	※ いしはらやすし 石 原 靖 史 (1973年3月6日)	1995年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 2015年 4 月 同社 建設第一部建設第五課長 2016年 4 月 同社 建設第二部建設第三課長 2021年 4 月 同社 建設・不動産部門企画統轄課長(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社 建設・不動産部門企画統轄課長	_

候補者 番 号	氏 が 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式 数
6	おかはしてるかず 岡 橋 輝 和 (1949年11月25日)	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 同社 執行役員就任 同社 関西支社副支社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問就任 2012年3月 株式会社インフォマート 社外取締役就任(現任) 2014年6月 山九株式会社 社外取締役就任(現任) 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役就任 2021年7月 当社 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インフォマート 社外取締役 山九株式会社 社外取締役	_
7	さ き と し お 佐々木 敏 夫 (1952年3月3日)	1974年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2004年 4 月 同行 常務執行役員就任 2005年 3 月 みずほキャピタル株式会社 専務取締役就任 2006年 6 月 中央不動産株式会社 代表取締役副社長就任 2007年 7 月 いすゞ自動車株式会社 上席執行役員就任 2010年 6 月 同社 取締役常務執行役員就任 2011年 2 月 同社 取締役専務執行役員就任 2014年 4 月 いすゞ自動車近畿株式会社 代表取締役会長就任 2016年 4 月 いすゞシステムサービス株式会社 代表取締役会長就 任 2017年 4 月 同社 相談役就任 2018年 3 月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役 就任 2018年 4 月 中央不動産株式会社 顧問就任 2021年 7 月 当社 取締役就任 (現任)	_

候補者番 号	氏	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
8	ぉぉにしりゕこ 大 西 利 佳 子 (1974年6月16日)	1997年 4 月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)入行 2002年10月 株式会社コトラ代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社ベルパーク 社外取締役就任(現任) 2019年6月 株式会社東和銀行 社外取締役就任(現任) 2021年12月 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役就任(現任) 2022年 4 月 マテリアルグループ株式会社 社外取締役就任(現任) 2023年 3 月 当社 取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コトラ代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役 マテリアルグループ株式会社 社外取締役	

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
 - 2. 当社の子会社である株式会社マーキュリアインベストメントと大西利佳子氏が代表取締役を務める株式会社コトラとの間には、コンサルティング業務に関する取引関係がありますが、一般的な取引条件に基づく取引であり、特別の利害関係はありません。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 島田昂樹氏、石原靖史氏、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. (1) 島田昂樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社の発行済株式総数の21.22%を保有する株式会社日本政策投資銀行の投資部門に所属し、日本のみならず海外も含めた成長投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
 - (2) 石原靖史氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社の発行済株式総数の12.26%を保有する伊藤忠商事株式会社の建設・不動産部門に所属し、日本のみならず海外も含めた不動産投資分野に対して深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
 - (3) 岡橋輝和氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、三井物産株式会社で要職を歴任後、カナダ三井物産株式会社の社長の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
 - (4) 佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、株式会社みずほ銀行で要職を歴任後、いすゞ自動車株式会社の取締役専務執行役員を含む数社の経営管理の経験を有していることから、独立的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
 - (5) 大西利佳子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、株式会社コトラの代表取締役として、経営管理の経験、人材紹介及び評価の経験を有していることから、独立的な立場から取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断したためであります。
 - 5. 岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は2年9ヶ月、大西利佳子氏は1年となります。
 - 6. 岡橋輝和氏及び佐々木敏夫氏は、当社の特定関係事業者である株式会社マーキュリアインベストメン

トの役員でありました。同社ならびにその他の特定関係事業者における現在及び過去10年間の業務執 行者ならびに役員としての地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。

- 7. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、島田昂樹氏及び石原靖史氏が選任された場合は新たに両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用が填補されることとなります。各氏の再任が承認された場合は、各氏を被保険者とする当該保険契約を継続する予定であります。また、島田昂樹氏及び石原靖史氏が選任された場合は新たに両氏を被保険者とする同様の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
- 9. 当社は、岡橋輝和氏、佐々木敏夫氏及び大西利佳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 10. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2023年12月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者豊島俊弘氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社である合同会社ユニオン・ベイが所有する株式数を含んでおります。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス (本総会において各候補者が選任された場合)

参う) 以前 区次 U 血直 区の ハイル・エーテララハ (本記 本) でも 民間 目が 医 目 と 4 い と 物 目)											
		氏名	社外	独立性	企業 経営	投資/ 運用	営業	国際性	財務/	法務	サステナ ビリティ
取締役	豊島	俊弘			0	0		0			0
	石野	英也			\circ	0		0			
	小山	潔人			0	0				0	
	島田	昂樹	0			0	\circ		0		
	石原	靖史	0			0	\circ	0			
	岡橋	輝和	0	0	\circ		\circ	0			
	佐々木	マ 敏夫	0	0	0		0		0		
	大西	利佳子	0	0	0				0		
監	石堂	英也	0	0	0		0		0		
査	増田	健一	0	0	0			0		0	
役	藤村	健一	0			0			0		

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズ」

電話 03-3501-4411



- ▲ JR線/山手線、京浜東北線、東海道本線、 横須賀線・総武線(快速)新橋駅
- ❸ 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅
- 都営三田線 内幸町駅

日比谷口より徒歩約2分 7番出口より徒歩約2分 A2出口より徒歩約3分

